発議第２号

議案第２４号令和２年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について

地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第３項の規定により、議案第２４号令和２年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１８日提出

東伊豆町議会議長　村　木　脩　様

提出者　　一般会計予算審査特別委員会
委 員 長　櫻山常雄

賛成者　　一般会計予算審査特別委員会
副委員長　笠井 政明

議案第２４号　令和２年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内経済は非常に厳しい状況下に置かれています。また、事態の収束のいまだ見通せない中、この先、町内経済がさらに疲弊し町税をはじめとする歳入が大幅に落ち込むなど、町財政への影響が懸念されているところです。

このような状況の中、令和２年度の予算執行にあたっては以下を留意し、危機感を持って業務に取り組んでいただくよう強く求めるものであります。

記

１．行財政改革をさらに進めるとともに、歳出抑制に努め財政調整基金の増勢を図り、突発的な災害等に対応できるよう努めること。

２．歳入減の可能性を想定し、予算の組み替えも視野に入れながら、予算の執行については慎重に行うこと。

３．事態が収束するまで、国内外の視察研修、イベント等は極力自粛されること。

４．事業を変更または廃止する場合は、町民への周知徹底と合意形成を図ること。

以上、決議する。

令和２年３月１８日

東伊豆町議会